

那珂川・久慈川水面利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、那珂川・久慈川水面利用協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、那珂川水系及び久慈川水系における秩序ある水面・水際利用の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 秩序ある水面・水際利用の実現に関する事項
- 二 その他、水面利用に係わる重要な事項

(組織)

第4条 協議会は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県、栃木県及び沿川自治体によって構成するものとし、別紙に掲げる者によって組織する。

- 2 協議会に会長1名を置き、会長は国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を掌握する。

(協議会)

第5条 協議会は、委員等から開催要請があった場合など会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、特定の区間を対象として、第3条に掲げる協議事項について、より専門的に協議し、決定することができる。

ただし、水系全体に関わる重要な事項については、協議会で協議し、決定する。

3 専門部会毎に、別途、規約を定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会及び専門部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所に置く。

(規約の改正等)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

(付則)

1 この規約は、平成30年2月22日より施行する。

別紙

那珂川・久慈川水面利用協議会 委員名簿

会長	国土交通省	関東地方整備局常陸河川国道事務所長
委員	茨城県	土木部長
	〃	農林水産部長
	栃木県	県土整備部長
	茨城県	水戸市長
	〃	ひたちなか市長
	〃	大洗町長
	〃	那珂市長
	〃	城里町長
	〃	常陸大宮市長
	〃	日立市長
	〃	東海村長
	〃	常陸太田市長
	栃木県	茂木町長
	〃	那須烏山市長
	〃	那珂川町長